

平成29年10月10日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
精神・障害保健課 公認心理師制度推進室 御中

一般社団法人日本臨床心理士会  
会長 津川律子

公認心理師法第7条第2号に規定する施設の  
文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定について

平素当会及び臨床心理士の活動にご理解をいただき厚く御礼申し上げます。

このたび標記に関する意見募集に接し、当会として下記のとおり意見を取りまとめたので提出いたします。

記

「第3 プログラムの基準」について基準を補足する意見がありますのでお伝えします。

1. 基準の(3)について、個人又は集団を対象とした心理的支援等の事例を担当する場合に、その個々の事例についてのそれぞれに指導が必要であることを明記していただきたい。また、例えばデイケアの補助者としての活動のみで全例を算定することのないように3例のうち少なくとも1例は個人を対象とした心理支援等であることが望ましいと付記していただきたい。

2. 基準の(6)について、「なお、720時間については、うち270時間以内を、心理学等に関する専門的な知識の習得を目的として、施行規則第2条に規定する大学院の科目に相当する講義の受講等により代替することとしても差し支えない。」とあることは、第7条第2号による受験者の資質の確保の上で大切なことであると考えます。

この点について、実務従事者が「大学院の科目に相当する講義の受講」をしやすくなるように、相当する講義の実施体制を構築すること、施設の設置者及び管理者がこれを受講することを奨励するよう、努力目標を掲げていただきたいと考えます。また、学会や研究会を活用し報告を求めるなど、設置者及び管理者の配慮がなされる必要があることを明記していただきたい。

3. 基準の（7）について、公認心理師法第7条第2号に規定する施設は、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働のいずれの分野の施設でもありえることから、実務従事者が勤務する施設以外の分野での見学や研修が確保される体制を別途設けることを検討していただきたい。

4. 基準の（8）について、プログラムの期間については、「標準的には3年間でプログラムを終えることが想定されること。」とあるのは、到達目標の内容を考えたときに、きわめて妥当であり、この項目を堅守していただきたい。

以 上